

## かざぐるま居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社マルエケアが経営するかざぐるま居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては次の事項に努めるものとする。

- (1) 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行うこと。
- (4) 事業の運営に当たっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 かざぐるま居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 高岡市熊野町2-2

### (職員の職種、員数及び業務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員兼務）  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 2名（常勤2名）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日  
休業日 土・日曜日、国民の祝日・休日、年末年始(12/31～1/3)、お盆(8/15, 16)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 営業日、休業日を問わず、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画作成
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- (3) 介護保険施設への紹介
- (4) 利用者に対する相談援助業務
- (5) 居宅サービス実施状況把握、評価
- (6) 要介護(支援)認定申請に対する協力、援助
- (7) その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 2 使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドラインに基づき、独自のアセスメントにより作成する。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、基本的に利用者の自宅とする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高岡市、氷見市、射水市の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者が虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
  - 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
  - 4 介護支援専門員は、その勤務中身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときはこれを提示するものとする。
  - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成16年 9月1日から施行する。

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月1日から施行する。

この規程は、平成19年 9月1日から施行する。

この規程は、平成20年 1月1日から施行する。

この規程は、平成20年 9月1日から施行する。

この規程は、平成25年 7月1日から施行する。

この規程は、平成26年 3月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 5月18日から施行する。

この規程は、平成27年 6月1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。